



》》》》住民税の申告はお早めに《《《《

平成29年1月から12月までの所得に係る住民税申告の受付を、平成30年2月16日（金）から町内各地区で行います。

◆ 申告の際に必要な書類など

- ・マイナンバーカードもしくは通知カードなど
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・印鑑
- ・国民年金保険料支払証明書もしくは領収書（国民年金に加入している方）
- ・生命保険及び簡易保険の支払証明書
- ・医療費の領収書、医療費のお知らせなど（医療費控除に該当する方）
- ・その他算定に必要な書類 など

◆ 注意事項

- ・各地区の申告受付日程で申告ができない場合は、**3月6日（火）から3月15日（木）（土・日曜日を除く）**までの間に役場2階会議室までお越しください。
- ・申告の際は、申告事務が円滑に行えるよう次の事項にご協力をお願いします。
 - ①帳簿や必要経費の領収書などの事前整理をお願いします。（帳簿及び必要経費の領収書などは、5年間の保管が必要です）
 - ②医療費控除に必要な書類は下記のとおり変更になっていますので、確認の上、事前の準備をお願いします。

◆ 申告受付日程

月日	曜日	場所	受付時間	申告対象地区
2月16日	金	磯谷会館	9時～12時	能津登・島古丹
2月19日	月	横澗会館	9時～12時	横澗・鮫取澗（注）
2月20日	火	美谷会館	9時～13時	美谷
2月21日	水	歌葉会館	9時～13時	歌葉・有戸・種前
2月22日	木	湯別会館	9時～12時	湯別
2月23日	金	樽岸会館	9時～12時	樽岸
2月26日	月	矢追会館	9時～15時	矢追
2月27日	火	役場2階会議室	9時～15時	開進・岩崎・六条
3月 2日	金	役場2階会議室	9時～15時	大磯・渡島
3月 5日	月	役場2階会議室	9時～15時	政治・新栄

（注）鮫取澗地区にお住まいの方は、申告の受付を横澗会館で行います。送迎をしますので、2月19日（月）午前10時に鮫取澗会館前にお集まりください。

◆ お問い合わせ先

総務財政課 電話 0136-62-2512

【担当：斉藤 齊藤 古館 内田】

医療費控除の申告手続きが変わります

医療費控除の申告の際、領収書を提出していましたが「医療費控除の明細書」を提出することで添付が不要となります。（領収書の提出を求める場合がありますので、5年間は捨てずに保管してください）

また、医療機関や調剤薬局に支払った分の医療費について、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ（医療費通知）」などを添付することで記入が省略できます。（医療費通知に記載のない交通費や医薬品購入費は、従来どおり記入が必要です）

- ①被保険者の氏名 ②受療年月
- ③受療者の氏名 ④医療機関名称
- ⑤支払った医療費の額
- ⑥保険者などの名称

申告に使用する「医療費のお知らせ」には、この事項の記載が必須です。

「医療費明細書」の記入様式は、国税庁のホームページでダウンロードできます。

この医療費控除を受ける方は、広報11月号くらしのお知らせガイドに掲載した「セルフメディケーション税制による医療費控除」を受けることができませんので、ご注意ください。

申告には、マイナンバー（個人番号）が必要です！

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成28年分以降の確定申告書などの提出の際には、「マイナンバーの記載」＋「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

申告の際は、下記のいずれかをご持参ください。

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
＜ご本人のマイナンバーを確認できる書類＞	＜記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類＞
●通知カード	●運転免許証
●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）	●パスポート
などのうちいずれか1つ	●在留カード
	●公的医療保険の被保険者証
	●身体障害者手帳
	などのうちいずれか1つ

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 2月14日(水) 21日(水)
28日(水)
3月 7日(水)
◆会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

寿都町労働者育成支援事業について

町では、中小企業の振興と地域の雇用促進、労働者の育成を図るため、新規雇用者を雇用した中小企業に対し、育成奨励資金を交付する「寿都町労働者育成支援事業」を行っています。

◆ 資格要件

- ①寿都町で事業を営む中小企業で、常時使用する従業員数が20人以下の会社又は個人であり、独立した事業所又は店舗を有し、町内において同一の事業を引き続き1年以上営業し続けている寿都商工会員。ただし、遊興、娯楽などの不急業種は除く。
- ②寿都町内に住所を有する新規雇用者を雇用保険法(昭和49年12月28日法律第118号)の雇用保険被保険者として1年間のうち6カ月以上雇用していること。
- ③町税を滞納していないこと。

◆ 必要書類

- ①中小企業育成奨励金内訳書
(産業振興課商工観光係までお問い合わせください)
- ②雇用保険被保険者証の写し
- ③新親雇用者の居住を確認できる書類
(住民票など)

◆ 育成奨励資金

新規雇用者1人につき10万円

【産業振興課商工観光係 0136-62-2602】

後志管内におけるさくらます 船釣りはライセンス制です

船でさくらますを釣る場合、船舶ごとにライセンスが必要です。さくらます船釣りをされる方は、必ずライセンス取得船へ乗船してください。

また、自家所有船で船釣りをされる方は下記のとおりライセンスを取得し、ルールを守ってください。

◆ 実施期間及び採捕制限

- ・実施期間
3月1日(木)～5月15日(火)
- ・採捕制限
日の出から日没まで
1人1日10尾以内(漁業者除く)

◆ ライセンスの取得方法

- ・必要書類
 - ①申請書
(実行協議会事務局などから入手可能です)
 - ②船舶検査証書の写し
 - ③小型船舶操縦士免許の写し
 - ④漁港の係留施設使用許可証の写し
又は使用許可申請書の写し
- ・提出先
石狩後志海区漁業調整委員会事務局
- ・提出期限
2月9日(金)まで
ただし、その後も申請は受け付けますが、さくらます船釣りを開始する日の概ね2週間前までに提出してください。

◆ 協力金について

申請の際に、実行協議会に対し、次のとおり協力金を納めることとなっておりますので、ご協力をお願いします。

遊漁専業者・遊漁兼業者	30,000円
プレジャーボート所有者	5,000円
漁業者	3,000円

◆ お問い合わせ先

後志管内さくらます船釣りライセンス制
実行協議会事務局(小樽市漁業協同組合内)
電話 0134-22-5133
FAX 0134-22-5173

FRP船の廃船をお考えの皆さまへ

北海道地区廃船処理協議会（事務局：北海道運輸局）では、廃FRP船の不法投棄防止及び処理の簡易化を目的に「FRP船リサイクルシステム」を運用し、リサイクル処理を行っています。

小型漁船やプレジャーボート（モーターボート、ヨット、水上バイクなど）の材料である「FRP（強化プラスチック）」はセメントの原料や燃料として再利用されます。

FRP船の廃船をお考えの方は下記へご連絡ください。

詳しくは、日本マリン事業協会ホームページ（<http://www.marine-jbia.or.jp/recycle/>）をご覧ください。

◆ お問い合わせ先

FRPリサイクルセンター
電話 03-5542-1202

「男女共同参画週間」 キャッチフレーズ 募集

男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目的に、毎年6月23日から29日までを「男女共同参画週間」として、さまざまな広報・啓発活動を行っています。

広報・啓発活動の実施にともない、下記のとおりキャッチフレーズを募集しています。

最優秀賞に選ばれた作品は「男女共同参画週間」のポスターなど広報・啓発活動に使用されます。

たくさんのご応募をお待ちしています。

<テーマ>

スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、様々なスポーツに男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようになるためのキャッチフレーズ

<応募期限>

～2月28日（水）まで

◆ 応募方法

男女共同参画局ホームページ（<http://www.gender.go.jp/public/week/week.html>）からご応募ください。

◆ お問い合わせ先

内閣府男女共同参画局総務課
「キャッチフレーズ募集係」
電話 03-5253-2111

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

平成30年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするため、3月中に運輸支局にて手続きを行ってください。

<登録手続きが必要な場合>

- ・住所が変わったとき
- ・自動車を買ったとき
- ・自動車を使用しなくなったとき

※万が一、変更登録が間に合わない場合は、下記へご連絡いただくか、道税ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>）から手続きを行ってください。

◆ お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部
電話 011-746-1197

自衛官募集のお知らせ

◆ 受験資格

<予備自衛官補 一般>

18歳以上34歳未満の者。

<予備自衛官補 技能>

18歳以上で特定の国家免許資格などを有する者。

※受験資格の詳細について詳しくは、自衛隊札幌地方協力本部俱知安地域事務所へご連絡ください。

◆ 受付期限

～4月6日（金）

◆ 試験期日

4月14日（土）～18日（水）の期間で指定された1日

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部
俱知安地域事務所
電話 0136-23-3540
自衛官募集相談員 中里徳男
電話 0136-62-2207
自衛官募集相談員 石澤尚俊
電話 0136-62-3958

2月7日は「北方領土の日」 ～署名活動にご協力ください～

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島早期返還の実現は、日本国民の長年にわたる悲願です。

2月7日は、国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる道民世論の結集を図るため、「日魯通好条約」署名の日を記念し、昭和56年に「北方領土の日」として制定されました。

北海道では、この日を中心に、毎年1月21日から2月20日までを「北方領土の日特別啓発期間」として、さまざまな啓発活動を行っています。

本町でもこの期間に、役場庁舎と総合文化センターのロビーに「署名コーナー」を設置し、啓発活動を実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



【企画課地域調整係 0136-62-2608】

しりべし夏の就業フェア2018 開催のお知らせ

夏季に後志管内での就職を希望する方を対象に、求人情報をご紹介します「しりべし夏の就業フェア2018」を下記のとおり開催します。

参加料は無料で申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

詳しくは、下記へご連絡ください。

◆ 日程

2月26日（月）～3月2日（金）
正午～午後7時

◆ 場所

hirahu188 5階イベントスペース
(倶知安町字山田188)

◆ 内容

平成30年春から秋の後志管内の求人情報（農業ヘルパー、林業、建設業、宿泊・観光関連、飲食店、清掃関連など）の紹介。

◆ お問い合わせ先

後志総合振興局商工労働観光課
電話 0136-23-1362
E-mail
shiribeshi.ciltmatching@pref.
hokkaido.lg.jp

アスベスト 石綿による疾病の 補償・救済について

厚生労働省では、石綿に係る業務に従事していたことが原因で疾病が発症した方を対象に、医療費などの救済給付金を支給しています。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することや、呼吸器系の症状が現れることが大きな特徴です。

心当たりのある方は、下記へご相談ください。

＜石綿により発症する主な疾病＞

- ・ 中皮腫
- ・ 肺がん
- ・ 石綿肺
- ・ びまん性胸膜肥厚
- ・ 良性石綿胸水 など

※石綿が原因の病気を発症していなくても、過去に石綿に関する職歴がある方は、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合がありますので、北海道労働局労災補償課へご相談ください。

◆ お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部労災補償課
電話 011-709-2311（内線 3590）
小樽労働基準監督署倶知安支署
電話 0135-22-0206